#### 苫小牧市 PR 動画作成委託業務 評価基準

## 1 基本的事項

事業者は、PR動画作成の意義や目的を十分理解しているとともに、柔軟かつ高度な発想力及び企画提案力を有し、苫小牧市の魅力を最大限引き出す動画作成能力を有する事業者でなければならない。

## 2 選定基準

#### (1) 企業理念

ア PR動画に対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲

### (2) 業務実績

ア 自治体のPR動画など受注実績

# (3) 人員体制

- ア 勤務体制、休暇等における代替確保
- イ 専門的技術

#### (4) 提案内容

- ア 本業務の趣旨に沿った、説得力のあるコンセプトとなっているか
- イ コンセプトに基づいた分かりやすい構成、デザインとなっているか
- ウ 本市ならではの魅力を十分引き出せるものとなっているか
- エ 独自性や話題性が高く、視聴者の興味を抱かせる内容となっているか
- オ 完成した動画について、市内のみならず市外に対しても効果的にアピールすること ができる活用方法の提案があるか

#### (5) 価格

ア 金額が提案内容に対して適当であるか

#### 3 評価基準

(1) 評価項目に対する評価基準及び評価点数割合は以下のとおりとする。

評価基準	評価点数
おおいに評価できる	5. 0
評価できる	4. 0
普通	2. 5
あまり評価できない	1. 0
評価できない	0. 0

# (2) 判定

各評価の評価点数は(1)のとおり5段階で判定する。

なお、評価項目の(4)のア、オは重要項目であるため、「おおいに評価できる」「評価できる」の評価点数を2倍に割増し、最重要項目である(4)のイ~エについては「おおいに評価できる」「評価できる」の評価点数を3倍に割増する。

# (3) 優先交渉権者の選定

各評価項目の最高得点者を優先交渉権者とする。

なお、選定委員会で決定した業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

また、同点の場合は、上記選定基準のうち、(4)の合計点数が高い事業者を優先 交渉権者とし、それも同点の場合は、(4)のイ~エの合計点数が高い事業者を優先 交渉権者とする。

			選定基準	配点		倍率	点数
(1)	企業理念	ア	PR動画に対する基本的な考え 方、本業務の趣旨や目的の理解 度及び意欲	5	5	1.0	
(2)	業務実績	ア	自治体のPR動画など受注実績	5	5	1.0	
(3)	人員体制	ア	勤務体制、休暇等における代替 確保	10	5	1.0	
		イ	専門的技術		5	1.0	
(4)	提案内容	ア	本業務の趣旨に沿った、説得力の あるコンセプトとなっているか	65	10	2.0	
		イ	コンセプトに基づいた分かりやす い構成、デザインとなっているか		15	3.0	
		ウ	本市ならではの魅力を十分引き出 せるものとなっているか		15	3.0	
		Н	独自性や話題性が高く、視聴者 の興味を抱かせる内容となってい るか		15	3.0	
		才	完成した動画の活用法について、 効果的な手段があるか		10	2.0	
(5)	価格	ア	金額が提案内容に対して適当であるか	5	5	1.0	
			合計	90			

評価基準	点数
大いに評価できる	5.0
評価できる	4.0
普通	2.5
あまり評価できない	1.0
評価できない	0.0